

12/19 福井

# 児童手当 共働き世帯削減へ

## 19年度以降 合算年収基準に

政府は18日、中学生までの子どもがいる世帯への児童手当について、2019年度以降、一定以上の収入のある共働き世帯を対象に支給額を減らす方針を決めた。夫婦と子ども2人の場合、現在は「世帯主の年収」が960万円を所得制限としているが、基準を「夫婦合算の年収」に変更する。同日、麻生太郎財務相、加藤勝信厚生労働相、松山政司1億総活躍担当相の閣僚折衝で固まった。

児童手当は所得制限を超え、高所得の人にも特例として子ども1人当たり月5千円を支給している。財務省は特例廃止を求めていたが、今回は見送られた。19年度以降は、夫婦合算の年収で所得制限を超える共働き世帯は、子ども1人当たり月1万1千5百円の支給額が5千円に減る。

一方、低所得のひとり親世帯向けの児童扶養手当は一部増額する。例えば、子ども1人がいる世帯で全額の約4万2千円を受け取れる対象は、現在は年収130万円未満だが、来年8月分（来年12月支給）から年収160万円未満に拡大する。金額支給の対象者は約15万人増える。